

1. 同窓会における個人情報の定義

岩国高等学校同窓会東京支部（以下「同窓会」といいます）における個人情報とは、同窓会会員（以下「会員」といいます）である個人を識別できる情報で、氏名（ふりがな）、旧姓、住所、電話番号、中学校・卒業年（回）・クラブ、現況（勤務先や在学名等）他に、同窓会事務局（以下「事務局」といいます）への問い合わせ内容などの情報を指します。

2. 利用目的の特定・制限

同窓会が保持する個人情報は機密扱いとし、同窓会運営のため、会員の名簿管理および以下の業務に使用します。

- (1) 総会・役員会・運営委員会等で発行する案内状等の送付。
- (2) 会報等、会員宛の印刷物の発行・配付並びに送付。
- (3) クラス会・同期会・クラブOB・OG会の開催等。

上記以外に利用するときは、事前に文書により、当該会員の了承を得るものとします。

3. 情報の取得方法

同窓会は、個人情報の取得にあたっては、個人情報保護法やその他の法令及びガイドライン等に則り、公正かつ適法により個人情報を取得します。

4. 情報の開示及び追加・修正・削除等

同窓会では、原則として会員本人からの申し出があった場合にその内容を確認し、必要に応じて本人の登録情報を開示します。

また、追加、修正、削除等は、原則本人の申し出があった場合としますが、事務局において本人の申し出と目視できると判断した場合は、当該会員のクラス会・同期会の幹事等からの連絡によって処理します。

5. 安全管理

個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または目的外の利用・提供などのないように、適切な管理を実施します。

6. 従業者・委託先の制限

同窓会が案内状の送付等を外部委託する場合は、個人情報の取扱を適切に行っている業者と秘密保持契約を結んだ上で委託します。

7. 第三者への情報提供について

同窓会では、2の利用目的以外の第三者への情報提供は、原則として事前に文書により、本人の同意を得た場合を除いては行いません。

8. 法令等の遵守・個人情報保護規程の改定

同窓会では、日本国における法令及びガイドライン等に従った個人情報の管理、利用を行うこととし、日本国における法令などの変更に合わせて、個人情報の保護をより確かなものにするため、またはその他の理由により、個人情報保護規程を改定することがあります

附則

1.本規程は、平成29年10月21日から施行します。